

J Rサービック労「発」第7号

2023年11月22日

株式会社関西新幹線サービック
代表取締役社長 小松 修治 殿

J Rサービック労働組合
執行委員長 柳楽 関

「2023年度雪落とし作業体制」の見直しに関する緊急申し入れ

サービック労組が発行している機関紙である『新幹線ニュース』11月15日付(通算473号)によると、2023年度雪落とし作業体制と題する記事が掲載されている。これは、同年9月26日に開催された労使協議において、サービック会社がサービック労組に行った「2023年度雪落とし作業体制」の見直しに関する労働条件の変更(12月1日から実施)についての提案であった。

しかし、J S労には何の提案もなかった。この事象は、明らかにJ S労を軽んずる行為であり、サービック会社の信義則違反である。

まさに、サービック労組と異なる不利な取扱いをした(労働組合法第7号第3号)支配介入としての不当労働行為に該当する。

よって下記の通り緊急に申し入れるので、速やかに回答を行うこと。

記

- 1 J S労に対して、「2023年度雪落とし作業体制」の見直しに関する労働条件の変更について速やかに提案すること。
- 2 J S労に対して、労働条件の変更を提案しなかったことは、サービック労組との不利益で差別的な取扱いである。会社の見解を明らかにすること。

以上